

令和5年2月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第 6 号	久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 7 号	教育財産の取得の申出について・・・・・・・・	2
議案第 8 号	第3期久喜市教育振興基本計画実施計画(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第 9 号	久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第 10 号	久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第 11 号	久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	13
議案第 12 号	久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を改正する告示について・・・・・・・・	15
議案第 13 号	久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	17
議案第 14 号	久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	19
議案第 15 号	久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について・・・・・・・・	23
議案第 16 号	久喜市公民館連絡協議会規程の一部を改正する訓令について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
議案第 17 号	久喜市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令について・・・・・・・・・・・・・・・・	27

議案第 6号 「久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第 7号

教育財産の取得の申出について

教育財産の取得に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、別紙のとおり久喜市長に申出をすることについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

教育財産の取得の申出について

1 教育財産の内容

- (1) 所在地 久喜市菖蒲町新堀75番地3
 (2) 名称 文化財整理収蔵庫
 (3) 土地

地番	地目	地積
久喜市菖蒲町新堀字八束75番3	宅地	4,790.06㎡
久喜市菖蒲町新堀字八束88番1	宅地	624.25㎡
合計		5,414.31㎡

(4) 建物

名称	構造	延床面積
文化財整理収蔵庫	鉄骨造 2階建て	1,620.64㎡

2 財産を取得する理由

菖蒲学校給食センター跡地については、用途廃止以降、総合防災倉庫を含む緊急輸送拠点が整備されるまでの間、暫定的に総合防災倉庫として活用してきたが、令和4年12月2日に開催した令和4年度第3回久喜市アセットマネジメント推進本部会議において、同跡地の活用方法の見直しを実施し、今後は文化財保管庫として活用する方針を決定したため

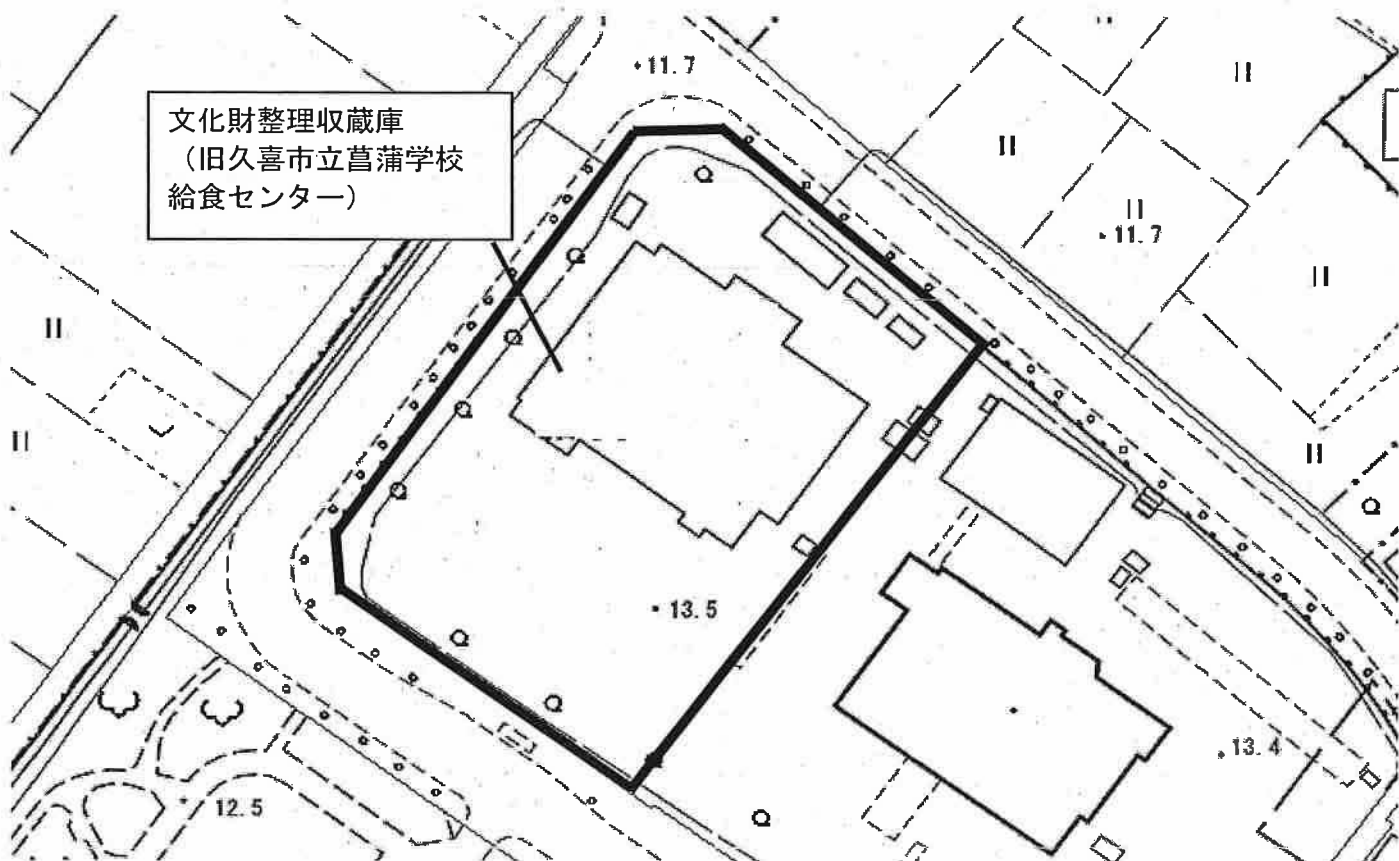
3 財産を取得する期日

令和5年4月1日

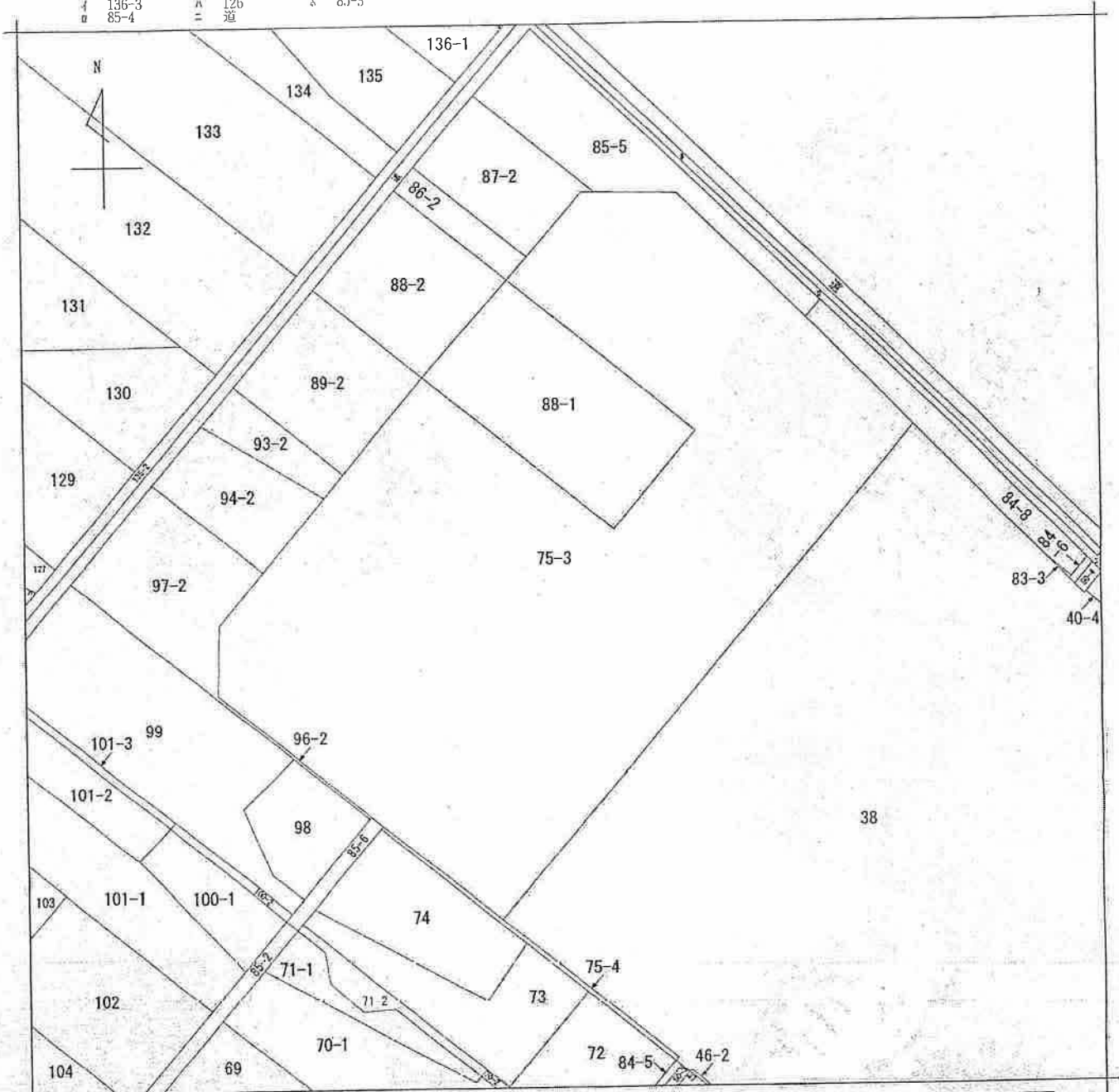
○位置図



○財産の取得対象建物配置図



イ 136-3 ア 126
 ロ 85-4 ニ 道 ハ 85-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
 菖蒲町新堀

請求部	所在	久喜市菖蒲町新堀字八束			地番	75番3		
出力縮尺	1/600	精度分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年1月11日
 さいたま方法務局久喜支局
 登記官



吉川正宏

請求番号：12-1
 (1/1)

公用

議案第 8 号

第 3 期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について

第 3 期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について、別紙のとおり決定したいので議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第 9 号

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表教育部の部中央公民館の項を削り、同条第2項の表生涯学習課の項中「鷺宮図書館」を「鷺宮図書館 公民館事業推進室」に改め、同表中央公民館の項を削る。

第4条の表生涯学習課の部（14）の項中「生涯学習センターの整備」を「生涯学習施設」に改め、同部に次のように加える。

（15） 公民館事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する公民館の事業をいう。）に関すること。

(久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第2条 久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年久喜市条例第36号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「。以下「勤務時間規程」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 勤務時間条例第4条第1項の規定により公務の運営上の事情により休憩時間を変更する必要がある職員は、別表第1に掲げる職員とし、その休憩時間は同表に定めるとおりとする。

本則に次の1条を加える。

第3条 勤務時間条例第4条第1項の規定により公務の運営上の事情により勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間を変更する必要がある職員は、別表第2に掲げる職員とし、その勤務時間、勤務時間の割り振り、週休

日及び休憩時間は同表に定めるとおりとする。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

所属	職員	休憩時間
教育総務課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
学務課	幼稚園の職員以外の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
生涯学習課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限

別表第2（第3条関係）

所属	職員	勤務時間	勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
学務課	幼稚園の職員	1週間について38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限

学校給食課	学校給食センターの職員	1週間について38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
文化財保護課	郷土資料館の職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	業務の実情に応じ所属長が定める。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令

(久喜市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会事務専決規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「課、中央公民館の長」を「課長」に改める。

第12条の表生涯学習課長専決事項の部に次のように加える。

(8) 軽易な公民館事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する公民館の事業をいう。）の企画及び実施に関すること。

(久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程の一部改正)

第2条 久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中央公民館の項を削る。

(久喜市教育委員会公印規程の一部改正)

第3条 久喜市教育委員会公印規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表久喜市中央公民館長印の項から久喜市鷲宮公民館長印の項までを削る。

(久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程の一部改正)

第4条 久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程（平成24年久喜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中央公民館長の項を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「財政部長」を「総合政策部長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 12 号

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を改正する告示
について

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を、別紙のとおり改正する
ことについて議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部を改正する告示

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱（平成22年久喜市教育委員会告示
第51号）の一部を次のように改正する。

別表委員の部中「健康・子ども未来部長」を「子ども未来部長」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号

久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を改正する規則について

久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市生涯学習推進会議幹事会規則の一部を改正する規則

久喜市生涯学習推進会議幹事会規則（平成22年久喜市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会生涯学習課長」を「教育部生涯学習課長」に改める。

第4条の表市職員の部を次のように改める。

市職員	教育部生涯学習課長
	総合政策部企画政策課企画政策係長
	市民部市民生活課市民活動推進係長
	健康スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画推進係長
	教育部指導課指導係長
	教育部生涯学習課生涯学習係長

第5条中「教育委員会生涯学習課」を「教育部生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第14号

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

(久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成29年久喜市教育委員会規則第8号）を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

市民部市民生活課の職員	久喜市清久コミュニティセンター及び久喜市久喜東コミュニティセンターの図書室の所蔵資料の館外利用に関すること。
菖蒲総合支所総務管理課の職員	久喜市森下コミュニティセンターの図書室の所蔵資料の館外利用に関すること。

(久喜市立図書館条例施行規則の一部改正)

第2条 久喜市立図書館条例施行規則（平成31年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「埼玉県公共図書館等」を「前2項の規定にかかわらず、埼玉県公共図書館等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所蔵資料は、図書館のほか、久喜市コミュニティセンター条例（平成22年久喜市条例第182号）第2条に規定する久喜市清久コミュニティセンター、久喜市久喜東コミュニティセンター及び久喜市森下コミュニティセンターの図書室に配架し、館外利用に供するものとする。

第7条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第7条関係)

(表)

<p>利 用 券</p> <p>久喜市立図書館</p> <p>名 前</p> <p>なまえ</p> <p>登録番号</p>

(裏)

☆本を借りるときは、必ずこの券をおもちください。

☆この券は、下記の図書館(室)、コミュニティセンターで使えます。

☆利用券は、1人1枚発行します。

☆この券は、他人に貸したり、ゆずったりしないでください。

☆この券をなくしたとき又は氏名、住所、電話番号などが
変わったときはお知らせください。

☆この券を拾われた方は、図書館にお知らせください。

中 央 図 書 館 21-0114 菖 蒲 図 書 館 87-1388

栗橋文化会館図書室 52-2000 鷺 宮 図 書 館 58-1002

久喜東コミュニティセンター 21-8030 清久コミュニティセンター 25-5321

森下コミュニティセンター 85-7811

様式第5号中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第15号

久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示について

久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立図書館事務取扱要綱及び久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

- (1) 久喜市立図書館事務取扱要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第8号）第5条第1項
- (2) 久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第9号）第2条第1項第2号

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

久喜市公民館連絡協議会規程の一部を改正する訓令について

久喜市公民館連絡協議会規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市公民館連絡協議会規程の一部を改正する訓令

久喜市公民館連絡協議会規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市公民館事業連絡協議会規程

第1条中「久喜市公民館連絡協議会」を「久喜市公民館事業連絡協議会」に改める。

第2条第1号中「各公民館」を「各地区で行われる公民館事業」に改め、同条第2号中「共同事業」を「公民館事業」に改める。

第3条第1項中「各公民館の館長、副館長及び運営委員」を「生涯学習課公民館事業推進室の室長（以下「室長」という。）及び久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程（令和5年久喜市教育委員会訓令第5号）の規定により各地区に置いた公民館事業運営委員」に改め、同条第2項中「中央公民館長」を「室長」に改める。

第5条中「久喜市中央公民館」を「教育部生涯学習課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第17号

久喜市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令について

久喜市立学校備品管理規程の一部を、別紙のとおり改正することについて
議決を求める。

令和5年2月24日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令

久喜市立学校備品管理規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「1万円」を「2万円」に改める。

第10条中「所管替え」を「所管替」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。